

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 27 年 10 月

兵庫県人事委員会



兵人委第1227号

平成27年10月16日

兵庫県議会議長 石川憲幸様

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県人事委員会委員長 伊藤 聰

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条  
第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等につ  
いて別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定につ  
いて別紙第2のとおり勧告します。



## 別紙第1

# 報告 告

### 1 本年の報告及び勧告に当たって

我が国の経済は、緩やかな回復基調を続けており、企業部門では、輸出、生産が持ち直すとともに、収益は過去最高水準まで増加しており、前向きな投資スタンスが維持されている。家計部門についても、雇用・所得環境の着実な改善が続き、個人消費も全体として底堅く推移している。

こうした好調な経済状況とともに、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」による2年連続の賃金引上げに向けた取組もあり、今春の賃金改定では昨年を上回る賃金引上げの動きが見られた。本委員会が行った、本年の「職種別民間給与実態調査」でも、ベースアップを実施した事業所は前年度を上回っており、このような社会経済情勢を反映したものとなっている。

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本として行っているところである。

近年の職員給与を見ると、昨年は、景気回復に伴う民間企業の賃上げの動きを反映し、月例給、期末・勤勉手当とともに引上げとなった。また、平成20年4月から実施されている給与の抑制措置については、昨年4月に策定された「第3次行財政構造改革推進方策」により、段階的に縮小を図るとの方針が示され、一部縮小が実施された。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

## 2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約51,400人（市町立学校県費負担教職員約24,200人を含む。）となっている。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約5,900人となっている。

本年実施した「平成27年職員給与実態調査」（平成27年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

### (1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置を受け、給料352,116円、扶養手当9,399円、地域手当24,961円、その他手当30,208円、計416,684円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料340,717円、扶養手当10,609円、地域手当25,327円、その他手当31,222円、計407,875円となっている。

## **(2) 職員数及び職員構成**

職員は、総数51,437人、平均年齢41.6歳、平均経験年数19.3年となっている。男女別構成比は、男性62.8%、女性37.2%、学歴別構成は、大学卒80.8%、短大卒5.5%、高校卒13.7%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.6%、20歳台18.7%、30歳台24.1%、40歳台24.7%、50歳台31.9%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数7,990人、平均年齢43.8歳、平均経験年数22.1年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

## **(3) 給与制度の総合的見直し**

国は、本年4月から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施している。

本県においても、本年4月から、公民の年齢別の給与差を縮小するなどの見直しを進めるため、給料表水準を平均2%引き下げるとともに、地域手当等の諸手当の改定を行う給与制度の総合的見直しを実施している。

## **3 民間の給与等**

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,021のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した470の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委

員会等と共同で「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約21,000人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況についても、引き続き調査した。

#### (初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で38.8%（昨年36.5%）、高校卒で27.0%（同22.0%）と、ともに昨年に比べ増加している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置きの割合が、大学卒では58.2%（昨年72.5%）、高校卒では64.3%（同74.0%）と、昨年に比べ減少している。一方、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では40.8%（昨年27.0%）、高校卒では35.1%（同24.1%）と、いずれも大幅に増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で201,319円、高校卒で161,509円となっており、昨年と比べ増額となっている。

#### (給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.9%（昨年26.0%）と、昨年に比べ増加したが、一方で、ベースダウンを実施した事業所は0.4%（同0.2%）と前年同様低い割合となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は58.3%（同64.2%）と減少している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）につ

いて、定期昇給を実施した事業所の割合は85.9%（同86.6%）となっており、前年度並みとなっている。昇給額については、昨年に比べ増加となっている事業所の割合は24.5%（同28.2%）、減少となっている事業所の割合は4.5%（同4.2%）と、昇給額増加となっている事業所の割合が昨年に比べ減少している。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

#### 4 職員給与と民間給与の比較

##### （1）月例給

###### （公民給与の較差）

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあっては行政職、民間従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、責任の度合、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。この結果、別表第3に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を17,502円（4.44%）下回っている。この較差は、本県において「第3次行財政構造改革推進方策」に基づき、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を1,405円（0.34%）下回っている。

##### （2）特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手

当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間ににおいて、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第4に示すとおり、平均所定内給与月額の4.21月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.10月）を上回っている。

## 5 最近の賃金・雇用情勢等

### (1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ0.4%増加している。また、所定外給与は9.2%減少しており、これらを合わせた、「きまつて支給する給与」は、昨年並みとなっている。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.6%増加している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

### (2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.7%増加しており、全国の0.6%より増加率が大きくなっている。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

### (3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯144,790円、

3人世帯174,310円、4人世帯203,820円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

#### (4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.3ポイント下回り、3.3%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.10ポイント上昇して0.96倍（季節調整値）となっているが、全国の1.17倍（同）を下回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

### 6 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与及び勤務時間について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は別表第5のとおりである。

### 7 職員の給与の改定等

#### (1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るために、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

## (2) 月例給

前記のとおり、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差は1,405円（0.34%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職給料表（一）について、平均0.4%の引上げ勧告を行った。その際、一般職試験（大卒程度）採用職員及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うこととした。その他については、給与制度の総合的見直し等により、高齢層における給与水準が引き下げられ、官民の年齢別の給与差が縮小したことを踏まえ、それぞれ1,100円引き上げることを基本とした。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「平成27年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

### (3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に改定を行う必要がある。

### (4) 地域手当

人事院は、大半の職員が、本年4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置を受けており、俸給表の引上げ改定を行っても、多くの職員に支給される額は増加しないため、民間給与との較差がなお残ることとなることから、この較差を解消するために、平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を4月に遡及して実施することとした。

本県においても、公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

### (5) 初任給調整手当

人事院は、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定する必要がある。

### (6) その他の課題

#### （経過措置額）

人事院は、平成23年に給与構造改革における経過措置額の廃止を勧告し、

国では、平成26年3月末に廃止したところである。また、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額についても、平成30年3月末に廃止することとしている。

国及び他の都道府県の動向も踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

## 8 給与制度の総合的見直し

### (平成28年度において実施する事項)

人事院は、給与制度の総合的見直しに関して、平成30年4月1日に予定していた地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の段階的引上げについて、平成28年4月1日に実施することとした。

平成28年度においては、本県においても、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、次のとおり所要の措置を講じる必要がある。

#### (1) 地域手当

地域手当については、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

#### (2) 単身赴任手当

単身赴任手当については、国及び他の都道府県の改定状況、民間における支給状況を考慮して改定を行う必要がある。

## 9 人事行政における諸課題

### (1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底と適正な退職管理

昨年5月に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

が公布され、平成28年4月1日より、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適性を確保することとされた。

本県においては、これまでから勤務評定制度や管理職を対象とした目標管理制度を実施し、職員の勤務成績や業績の評価を行い、その結果を任用、給与に反映するなど、人事管理への活用が行われてきた。

今回の法改正では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図り、効果的な人材育成や組織全体の士気高揚、公務能率の向上につながる人事評価制度等の構築が求められている。このため、これまでの勤務評定制度等の実績を踏まえつつ、評価基準等の職員への周知や評価者と被評価者による面談の実施など、客観性、透明性の確保にも留意するなど、人事評価がより一層人事管理に資する制度となるよう、その適切な運用に努める必要がある。

また、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して現職職員への働きかけが禁止されることとなることから、各任命権者においては、規制違反の防止等の退職管理の適正を確保するため、制度の周知徹底を図るなど適切に対応していく必要がある。

本委員会としても、改正法の趣旨を踏まえ、各任命権者において人事評価制度が適切に運用されるよう努めるとともに、退職管理の適正確保については、各任命権者とも調整しながら、必要となる規則の整備や規制違反行為等に関する情報収集のための体制整備などについて、適切に対応していく。

## (2) 人材の確保

地方創生をはじめ、複雑、高度化する課題に対応しながら安全安心で元気ある兵庫づくりを目指すため、職員採用においては、県の将来を担う意欲が高い志を持ち、発想力や行動力に秀でた多様な人材が求められる。

こうした人材を確保するため、より受験しやすく、人物重視の試験となるよう、試験区分の変更、筆記試験合格者の増加、2段階面接の導入など、今年度より採用試験制度の見直しを行った。

今後も有為な人材を確保するため、引き続き試験方法の改善を検討するとともに、卒業見込みの者だけではなく、幅広く在学者に対して、県職員の多様な仕事の魅力や意欲あふれる仕事ぶりについて、より積極的に情報発信するなど、広報活動を一層強化し、より多くの意欲ある受験者を確保していく必要がある。

また、経験者採用試験については、若者の離職率が上昇し、雇用の流動化が進む中、これまで以上に人材確保の重要な柱として位置づけ、受験年齢の拡大を図るなど見直しを行ったところである。本県へのUJターンの促進を図る観点からも、首都圏をはじめ、県内外に積極的な広報活動を展開し、多様で意欲ある人材の確保に努めていく。

### (3) 女性の登用の拡大と両立支援の推進

国では、「すべての女性が輝く社会」の実現をめざし、平成32年までに指導的地位に占める女性の割合を30%とすることを目標として、企業や国、地方公共団体に女性の登用を促すための「女性活躍推進法」を平成27年8月に制定した。

本県ではすでに平成15年度に「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」を策定し、府内の男女共同参画を進める取組を行ってきた。平成27年度からは、第5次率先行動計画を策定し、女性職員の登用拡大に向けて、知事部局等の女性管理職の比率を平成32年までに15%とすることなどを目標に掲げ、「意思決定過程への女性の参画促進」、「働きやすい職場

の実現」、「仕事と生活の両立」の3つを柱とする取組を推進している。女性が活躍できる場の拡大や長時間労働の是正をはじめ、仕事と家庭の両立支援、さらには男性職員の家事・育児への参画支援など様々な取組が進められており、本年8月からは、子育て職員を支援する就業形態のひとつとして、在宅勤務制度が導入されたところである。

女性活躍推進法に基づき、本県においても、国の基本方針にのっとり、これまでの取組を踏まえ、事業主行動計画を策定するとともに、より実効あるものとしていくためには、管理職や男性職員をはじめとする組織全体の意識を変え、働き方改革を実現していくことが重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、固定的な性別役割分担意識の解消や、女性の活躍を支援する制度の周知、さらには互いに理解し協力しあう職場風土の醸成などを図る取組を進めていく必要がある。

#### (4) 柔軟で多様な働き方

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が必要である。また、男女ともに育児・介護等時間制約のある職員の増加が見込まれる中、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現を図ることが重要である。

##### ア テレワークの推進

人事院は、本年の報告の中で、公務におけるテレワークの推進について言及したところである。

本県においては、職員の子育て支援の一環として、本年8月から、小学校修了前の子を養育する職員を対象にした在宅勤務制度が導入されている。

ワーク・ライフ・バランスの有効な取組の一つであり、制度の定着、取得促進に向けた職場環境づくりを進めていく必要がある。

#### **イ フレックスタイム制**

人事院は、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象としたフレックスタイム制の拡充について勧告したところである。また、育児や介護を行う職員については、より柔軟な勤務体系となる仕組みとされた。

本県においても、国や他の都道府県の動向を考慮しつつ、フレックスタイム制について検討を進める必要がある。

### **(5) 高齢期の雇用**

#### **ア 雇用と年金の接続**

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続のための措置については、人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえて、政府は、平成28年度までに、定年年齢の段階的引上げや再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討することとしている。

人事院が昨年実施した「民間企業の勤務条件制度等調査」によると、民間企業において平成25年度中に定年退職し再雇用された者の約92%がフルタイム勤務となっている。

国家公務員においては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用するものとされて

いるものの、昨年度に定年退職し本年度に再任用された行政職俸給表(一)の職員のうち、フルタイム勤務は約30%であり、民間企業の状況を大きく下回っていた。このことから、人事院は、本年の報告において、雇用と年金の接続を図り、また再任用職員の能力及び経験を本格的に活用していくため、各府省においては、フルタイム中心の勤務の実現に向けた一層の工夫が必要としている。

本県においては、給与勧告の対象とされている職員の本年度における再任用の状況は、総数が1,947人であり、昨年度に比べて2.4%（一昨年度に比べて24.9%）増加している。また、昨年度定年退職者のうち再任用希望者の割合は45.6%となっている。中でも勤務形態が短時間勤務中心の行政職では、昨年度に定年退職し本年度に再任用された職員について、フルタイム勤務が15.5%、短時間勤務が84.5%と、フルタイムの割合が低く、再任用職員の士気が低下するおそれや無年金期間において生活に必要な収入が十分に得られないおそれがある。

厳格な定員管理により困難な面があるとしても、雇用と年金の接続を推進し、再任用職員の能力、経験を本格的に活用していくため、民間の状況や国の動向を踏まえ、各任命権者においてフルタイム勤務の更なる活用を検討していく必要がある。

#### イ 再任用職員の給与

人事院は民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、その給与水準は、当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業所が大半であったとし、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を

行っていくこととしている。

本県においても、人事院の検討の動向を注視し、民間企業の給与水準を参考に、高齢期の生活への不安が解消できる給与水準等について検討を進める必要がある。

## 10 勤務環境の整備

### (1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図っていく必要がある。

このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減等の取組について報告し、任命権者においても、事務改善の取組や、総務事務システムの運用、あるいは超過勤務の上限目標やノ一残業デー、定時退庁週間、ノ一会議デー等の設定など様々な取組が進められているところであるが、知事部局においては、平成26年度の一人当たりの超過勤務時間が、昨年度に引き続いて、増加している。主な増加要因は、自然災害等への対応によるものであるが、更なる事務の効率化を図るなど、超過勤務縮減に向けた取組を一層推進していくことが重要である。

また、教育委員会においては、教育活動の一層の充実に向けて、平成25年2月に策定した「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」（以下、「新対策プラン」）に基づき、「教職員定時退勤日」等の取組が進められているが、依然として、各県立学校、各市町教育委員会等で取組成果に差が見受けられる。

教員の在校時間が長く、また、部活動の指導や大会への引率を負担に感じている教員もいるとの文部科学省の調査結果もあることから、「新対策プラ

ン」の推進に当たっては、特に「定時退勤日」、「週1回のノーワークデー」、「休業日の最低月2回以上のノーワークデー」や地域人材（外部指導者）の確保などを確実に実施していくことが必要である。

このためには、教職員の意識改革はもちろんのこと、保護者や地域住民の理解と協力を得ることが重要であり、教育委員会は、各学校の学校だよりや各市町の広報誌の活用の取組をさらに推進し、自らも、ホームページのより積極的な活用などにより、直接、教職員や保護者、県民に対して、「新対策プラン」を広報するなど、実効性が上がる取組をより一層、着実に推進していくことが重要である。

また、今年度は、「新対策プラン」に基づく、学校業務改善推進事業の最終年度にあたることから、来年度以降、この事業で得られた成果や課題を検証し、教職員の勤務時間適正化に向けた取組に活かしていくことが重要である。

本委員会としても、教職員の職場環境改善とともに、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間を確保し、兵庫の教育をより充実させる観点からも、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組が強力に推進されるよう、引き続き、これらの対応を注視していく。

また、年次休暇の取得促進に関しては、事務業務の簡素化、年間を通した計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、仕事と子育て・介護等の両立支援、女性の活躍推進に向けた環境整備の観点からも、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。

## (2) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのない

ことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

そのため、各任命権者においては、メンタルヘルス対策として、職場復帰支援のマニュアルの策定、職員健康相談員の配置等の取組が進められており、心の健康の問題により療養した職員の数は、知事部局において、減少傾向にある。

しかし、教職員においては、減少傾向から、ここ2年は増加に転じているため、「教職員メンタルヘルス相談（公立学校共済兵庫支部事業）」や「教育のなやみ・心のなやみ相談（（一財）兵庫県学校厚生会事業）」等の相談窓口の周知、「リワーク支援プログラム事業」や「プレ出勤制度」等とともに、平成26年度から新たに取り組んでいるメンタルヘルスアドバイザーや嘱託精神科医の配置等事業の活用について、各県立学校、各市町教育委員会等を強力に指導していく必要がある。また、労働安全衛生法改正に伴うストレスチェックを速やかに実施していく必要がある。

心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別の事例にきめ細かく対応することが重要である。したがって、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握するとともに、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。

また、法令上必要な措置を講ずることが求められているセクシュアル・ハラスメントはもちろん、パワー・ハラスメントについても、策定された指針の内容や言動例の周知、相談窓口の設置等、今後とも、これらの取組を継続し、発生防止に努めることが肝要である。

なお、県下の災害対応や東日本大震災の被災地支援などに従事している職

員については、過度のストレスが懸念されることから、引き続き、心身の健康管理に留意していく必要がある。

## 11 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置としての意義を有し、これまでの長年の経緯を経て、県民の理解と支持の下に定着してきたものである。また、給与決定の原則により適切な給与水準を保障することによって、職員の努力や成果に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与してきたところである。

昨今の公務員をめぐる情勢が大きく変化している中、本県においては、組織、定数などの見直しとともに、給与抑制措置が実施されている。この措置は議会で議決された行財政構造改革推進条例及び推進方策に基づき、現下の諸情勢を総合的に勘案し、人事委員会勧告制度とは別の観点から提案され、毎年度労使間で十分に協議された上で実施されているものであるが、結果として既に相当期間に及んでいる。

昨年度策定された第3次行革プランにおいて、給与抑制措置の段階的縮小を図ることとされ、本委員会としても、その着実な実施を要請したところ、本年度から、段階的縮小が図られることとなった。

平成20年から実施されてきた給与抑制措置は、職員の士気等に大きな影響を与えるものであることから、本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく適正な給与水準が早期に確保されるよう、関係者が最善の努力を尽くされ、同プランに基づき、引き続き段階的縮小が着実に実施されることを要請するものである。

職員にあっては、厳しい環境の下においても、県民生活の向上、県政の推進、

さらには、県下の災害対応や東日本大震災の被災地支援など、職務に精励されてきたことに深く敬意を表するとともに、今後とも高い倫理観と使命感を保ち、一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

議会及び知事におかれでは、職務に懸命に取り組む職員の努力への配意とともに、その士気高揚や職員が十分に能力を発揮できる働きやすい職場環境の整備に意を用いていただき、あわせて勧告制度の意義や役割にも深い理解を示され、本委員会の報告及び勧告について適切に対応されるよう要請する。

**別表第1 民間ににおける給与改定の状況**

(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	29.9	11.4	0.4	58.3
課 長 級	26.0	9.5	0.4	64.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

**別表第2 民間ににおける定期昇給の実施状況**

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増 加	減 少	変化なし			
係 員	87.7	85.9	24.5	4.5	56.9	1.8	12.3
課 長 級	78.7	77.6	20.5	3.7	53.4	1.1	21.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

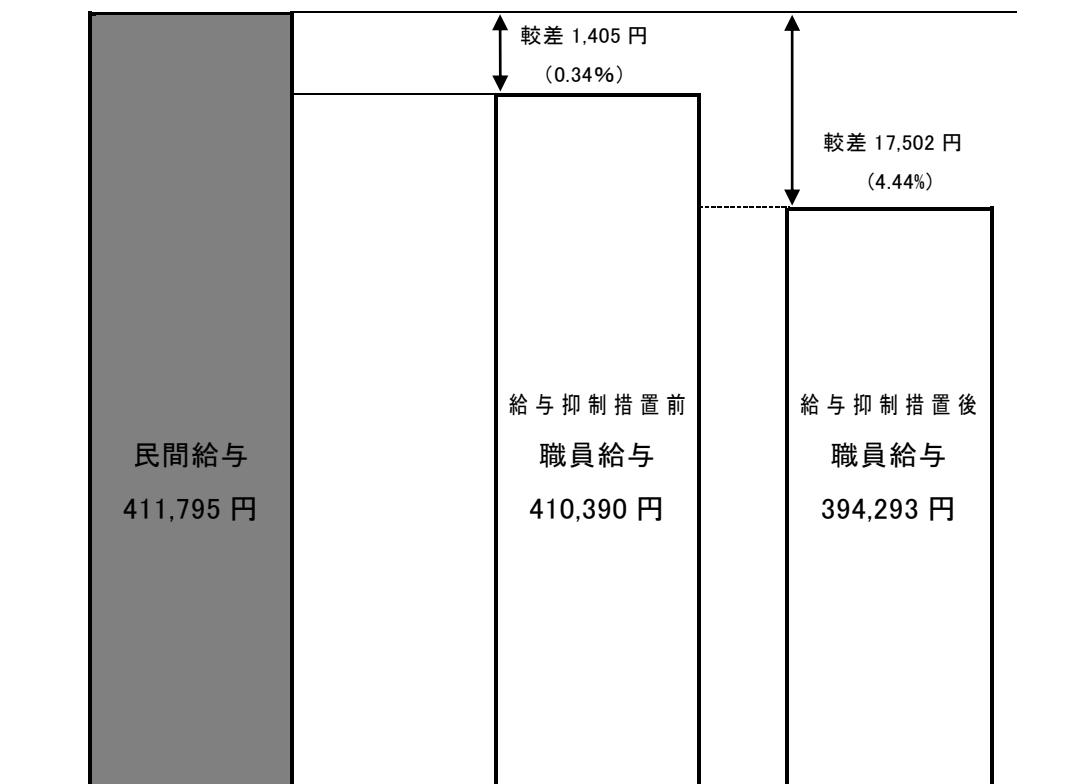
別表第3 給与較差(行政職関係)

民間従業員の給与 (A)	411,795円
県職員の給与 (B)	410,390円 [394,293円]
較差 (A)-(B)	1,405円 (0.34%) [ 17,502円 (4.44%) ]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 [ ]内は第3次行財政構造改革推進方策に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第4 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等 従業員	技能・労務等 従業員
	下半期 (A <sub>1</sub> )	上半期 (A <sub>2</sub> )		
平均所定内給与額	365,237円	368,960円	283,810円	283,661円
特別給の支給額	761,281円	793,172円	477,091円	509,676円
特別給割合	下 半 期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> ) 上 半 期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.08月分 2.15月分	1.68月分 1.80月分	4.23月分 3.48月分
年間の平均			4.21月分	

(注) 1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

別表第5

## 人事院の給与等に関する報告等の概要

### 1 職員の給与に関する報告・勧告

事　項	概　　要
民間給与との比較	<p>(1) 月例給　官民較差　1,469 円 ( 0.36%)</p> <p>(2) 特別給　民間における支給割合　4.21 月</p>
給与改定の内容	<p>(1) 月例給 ア 傅給表 ① 行政職傅給表 (一) 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ 1 級の初任給を 2,500 円引上げ。 若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ 1,100 円の引上げを基本に改定 (平均改定率 0.4%) ② その他の傅給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職傅給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について 1,000 円引上げ イ 初任給調整手当 医療職傅給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定 ウ 地域手当 給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5 ~ 2 %引上げ (2) 期末・勤勉手当 4.10 月→4.20 月 (引上げ分は勤勉手当に配分) (3) その他の課題 ア 配偶者に係る扶養手当 本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討 イ 再任用職員の給与 民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討</p>
給与制度の総合的見直し	<p>(1) 給与制度の総合的見直しの概要 国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、傅給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年 4 月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成 30 年 4 月 1 日に完成 (2) 平成 28 年度に実施する事項 ア 地域手当の支給割合の改定 平成 28 年 4 月 1 日から給与法に定める支給割合に引上げ イ 単身赴任手当の支給額の改定 基礎額を平成 28 年 4 月 1 日から 4,000 円引き上げ、30,000 円に改定 加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成 28 年 4 月 1 日から 12,000 円引き上げ、70,000 円に改定</p> <p>* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が 300km 以上の場合は 10% に、60km 以上 300km 未満の場合は 5% に引上げ</p>

## 2 職員の勤務時間に関する報告・勧告

事 項	概 要
フレックスタイム制の拡充の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化</li> <li>「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請</li> <li>職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する</li> </ul>
フレックスタイム制の拡充の概要等	<p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定</li> <li>育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定</li> <li>現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外</li> </ul> <p>(2) 適用に当たっての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない</li> <li>適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当</li> </ul>
フレックスタイム制を活用していくための留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供</li> <li>フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要</li> </ul>
フレックスタイム制の拡充の実施時期	平成28年4月1日から実施

### 3 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
人材の確保及び育成	<p>(1) 多様な有為の人材の確保 幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化</p> <p>(2) 女性の採用・登用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化</li> <li>・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進</li> </ul> <p>(3) 研修の充実 公務運営環境が厳しくなる中、Off-JT の役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討</p> <p>(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進 人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実</p>
柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備	<p>(1) フレックスタイム制の拡充 適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）</p> <p>(2) テレワークの推進 テレワークを時間単位で利用しやすくなるための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討</p> <p>(3) 長時間労働慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減</li> <li>・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要</li> </ul> <p>(4) 仕事と家庭の両立支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進</li> <li>・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討</li> <li>・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討</li> </ul> <p>(5) 心の健康づくりの推進 心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入</p> <p>(6) ハラスメント防止対策 職員が相談しやすいセクハラの苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進</p>
高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

## 別紙第2

# 勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

### I 平成27年4月の民間給与との比較による改定

#### 1 紙料表

給料表を別記のとおり改定すること。

#### 2 諸手当

##### (1) 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じること。

##### (2) 初任給調整手当

ア 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する手当月額の限度を367,600円とすること。

イ 医師・歯科医師職給料表以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的な知識を必要とする職にあるものに対する手当月額の限度を50,500円とすること。

### (3) 期末手当及び勤勉手当

- ア 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.8月分（特定幹部職員にあっては1.0月分）とすること。
- イ 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.375月分（特定幹部職員にあっては0.475月分）とすること。
- ウ 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

## 3 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。

## II 給与制度の総合的見直しのための改定

### 1 諸手当

#### (1) 地域手当

地域手当については、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じること。

#### (2) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じた加算額の限度を月額70,000円とするこ

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	219,700	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	221,600	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	223,200	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	224,800	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	226,400	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	228,000	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	229,500	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	231,100	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	232,600	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	234,300	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	235,800	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	237,400	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	238,900	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	240,400	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	242,000	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	243,500	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	245,000	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	246,500	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	247,900	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	249,300	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
再任用職員以外の職員	21	166,100	224,500	250,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	252,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	254,300	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	256,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	257,800	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	259,600	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	261,400	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	263,100	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	265,100	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	267,000	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	268,800	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	270,700	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	272,400	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	274,300	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	276,200	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	278,000	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	279,700	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	281,600	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	283,400	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	285,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	287,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	288,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	526,900	
	43	203,800	254,600	290,500	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	527,700	
	44	205,100	256,000	292,300	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	528,300	
	45	206,300	257,200	294,000	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	528,800	
	46	207,600	258,500	295,700	348,400	369,100	396,300	437,800	467,900		
	47	208,900	259,900	297,400	349,900	370,000	397,000	438,200	468,300		
	48	210,200	261,300	299,000	351,400	370,900	397,700	438,900	468,600		
	49	211,300	262,600	300,700	353,000	371,800	398,300	439,400	468,900		
	50	212,400	263,700	302,400	353,800	372,600	398,900	439,800			
	51	213,400	265,000	304,000	355,000	373,400	399,400	440,200			
	52	214,500	266,300	305,700	356,000	374,200	399,800	440,600			
	53	215,600	267,400	306,900	356,900	374,900	400,200	441,000			
	54	216,600	268,500	308,400	358,000	375,600	400,500	441,400			
	55	217,500	269,800	309,900	358,900	376,300	400,800	441,800			
	56	218,500	271,100	311,500	360,000	377,000	401,100	442,100			
	57	219,200	272,200	313,100	360,900	377,500	401,400	442,400			
	58	220,100	273,200	314,700	361,600	378,100	401,700	442,800			
	59	221,000	274,300	316,300	362,300	378,700	402,000	443,100			
	60	221,900	275,400	317,800	363,000	379,400	402,300	443,400			

	61	222, 600	276, 600	319, 300	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700			
	62	223, 600	277, 600	320, 500	364, 000	380, 500	402, 900	444, 100			
	63	224, 500	278, 500	321, 700	364, 700	381, 100	403, 200	444, 400			
	64	225, 400	279, 500	322, 900	365, 400	381, 700	403, 500	444, 700			
	65	226, 100	280, 300	323, 600	365, 700	382, 100	403, 800	445, 000			
	66	227, 000	281, 200	324, 500	366, 400	382, 700	404, 100				
	67	227, 900	281, 900	325, 300	367, 100	383, 300	404, 400				
	68	229, 000	282, 800	326, 100	367, 800	383, 900	404, 700				
	69	229, 800	283, 800	327, 000	368, 100	384, 300	404, 900				
	70	230, 500	284, 600	327, 400	368, 700	384, 800	405, 200				
	71	231, 200	285, 400	328, 100	369, 400	385, 300	405, 500				
	72	232, 000	286, 200	328, 900	370, 000	385, 900	405, 800				
	73	232, 800	287, 000	329, 700	370, 300	386, 200	406, 000				
	74	233, 500	287, 500	330, 400	370, 900	386, 600	406, 300				
	75	234, 200	287, 900	331, 100	371, 600	387, 000	406, 600				
	76	234, 900	288, 400	331, 800	372, 200	387, 400	406, 800				
	77	235, 600	288, 500	332, 300	372, 600	387, 700	407, 000				
	78	236, 400	288, 900	332, 900	373, 100	388, 000	407, 300				
	79	237, 200	289, 100	333, 400	373, 700	388, 300	407, 600				
	80	238, 000	289, 500	334, 000	374, 200	388, 600	407, 800				
	81	238, 700	289, 700	334, 300	374, 700	388, 800	408, 000				
	82	239, 400	289, 900	334, 800	375, 300	389, 100	408, 300				
	83	240, 100	290, 300	335, 200	375, 800	389, 400	408, 600				
	84	240, 800	290, 600	335, 700	376, 100	389, 600	408, 800				
	85	241, 500	290, 900	336, 100	376, 500	389, 800	409, 000				
	86	242, 200	291, 200	336, 600	377, 000	390, 100					
	87	242, 900	291, 500	337, 100	377, 400	390, 400					
	88	243, 600	291, 900	337, 600	377, 800	390, 600					
	89	244, 300	292, 200	337, 900	378, 200	390, 800					
	90	244, 800		338, 300	378, 700	391, 100					
	91	245, 300		338, 800	379, 100	391, 400					
	92	245, 800		339, 200	379, 500	391, 600					
	93	246, 100		339, 500	379, 800	391, 800					
	94			339, 900							
	95			340, 400							
	96			340, 800							
	97			341, 000							
	98			341, 400							
	99			341, 900							
	100			342, 300							
	101			342, 400							
	102			342, 900							
	103			343, 300							
	104			343, 600							
	105			343, 900							
	106			344, 300							
	107			344, 700							
	108			345, 100							
	109			345, 600							
	110			346, 000							
	111			346, 400							
	112			346, 800							
	113			347, 300							
	114			347, 700							
	115			348, 000							
	116			348, 300							
	117			348, 800							
再任用職員		186, 500	214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600	388, 700	439, 800	520, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
再任用職員以外の職員	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100						
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000	61	244,500	303,800	377,900	429,700	
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800	62	245,600	304,900	378,600	430,600	
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600	63	246,600	306,000	379,500	431,600	
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900	64	247,700	307,100	380,400	432,500	
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600	65	248,900	308,100	381,000	433,400	
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300	66	250,000	309,200	381,800	434,200	
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000	67	251,100	310,300	382,600	434,800	
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600	68	252,100	311,300	383,400	435,600	
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200	69	253,100	312,400	384,000	436,000	
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900	70	254,500	313,400	384,700	436,600	
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700	71	256,000	314,500	385,400	437,100	
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300	72	257,400	315,600	386,100	437,600	
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000	73	258,800	316,400	386,800	438,100	
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800	74	260,200	317,400	387,400	438,700	
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500	75	261,600	318,500	388,000	439,200	
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000	76	262,900	319,600	388,700	439,700	
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600	77	264,000	320,700	389,400	440,200	
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100	78	265,200	321,700	390,000		
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700	79	266,500	322,600	390,600		
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200	80	267,700	323,500	391,200		
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800	再任用職員以外の職員	81	269,100	324,600	391,800	
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400	82	270,400	325,400	392,400		
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900	83	271,700	326,100	393,000		
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100	84	272,900	326,900	393,600		
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400	85	274,100	327,400	394,100		
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900	86	275,200	327,900	394,600		
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400	87	276,500	328,400	395,100		
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900	88	277,700	328,900	395,800		
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400	89	278,700	329,200	396,200		
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900	90	279,900	329,700	396,700		
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400	91	281,100	330,200	397,200		
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700	92	282,300	330,700	397,900		
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100	93	283,300	331,000	398,300		
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500	94	284,300	331,400			
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000	95	285,300	331,900			
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400	96	286,300	332,400			
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900	97	286,900	332,900			
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300	98	287,800				
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800	99	288,500				
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100	100	289,400				
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300	101	290,300				
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500	102	291,000				
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700	103	291,700				
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400	104	292,400				
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900	105	293,100				
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500	106	293,600				
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000	107	294,100				
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700	108	294,600				
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100	109	294,800				
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500						
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000						
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100						
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300						
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500						
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700						
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600						
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600						
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600						
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600						
再任用職員							216,300	257,500	282,300	324,700	383,200	

備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の5級の46号給から65号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるもののみに適用する。

# 医師・歯科医師職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
再任用職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	66		468,200	520,200	571,300
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	67		468,900	520,900	572,200
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	68		469,600	521,800	573,100
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	69		470,100	522,700	574,000
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	70		470,800	523,500	574,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	71		471,500	524,400	575,800
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	72		472,200	525,300	576,700
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	73		472,600	526,100	577,600
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	74		473,200	527,000	
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	75		473,900	527,900	
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	76		474,600	528,600	
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	77		475,000	529,400	
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	78		475,600	530,300	
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	79		476,200	531,200	
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	80		476,700	532,100	
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	81		477,300	532,900	
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	82		477,800		
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	83		478,300		
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	84		478,800		
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	85		479,200		
	26	331,000	403,200	457,600	521,500					
	27	333,700	405,500	459,800	523,300					
	28	336,300	407,800	462,100	525,100					
再任用職員以外の職員	29	339,100	410,200	464,300	527,000					
	30	341,400	412,300	466,600	528,800					
	31	343,600	414,300	468,900	530,600					
	32	346,000	416,400	471,100	532,400					
	33	348,400	418,500	473,100	534,000					
	34	350,800	420,500	475,200	535,800					
	35	353,100	422,500	477,300	537,500					
	36	355,600	424,500	479,400	539,300					
	37	358,000	426,600	481,500	540,900					
	38	360,400	428,600	483,300	542,500					
	39	362,800	430,600	485,100	543,900					
	40	365,200	432,600	486,900	545,500					
	41	367,500	434,600	488,600	547,000					
	42	368,900	436,400	490,400	548,400					
	43	370,400	438,100	492,200	549,800					
	44	371,900	439,900	494,000	551,100					
	45	373,400	441,800	495,600	552,300					
	46	374,800	443,600	497,300	553,300					
	47	376,300	445,400	499,100	554,300					
	48	377,800	447,100	500,900	555,300					
	49	379,100	448,900	502,500	556,300					
	50	380,100	450,600	503,800	557,200					
	51	381,100	452,400	505,100	558,100					
	52	382,100	454,200	506,400	559,000					
	53	383,100	456,100	507,700	559,800					
	54	384,000	457,300	509,000	560,700					
	55	384,900	458,500	510,300	561,600					
	56	385,800	459,700	511,600	562,500					
	57	386,800	460,900	512,600	563,400					
	58	387,700	461,900	513,400	564,300					
	59	388,500	462,900	514,200	565,200					
	60	389,300	463,900	515,000	565,900					

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

# 看護職給料表

職員の区分	職務の級別 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
再任用職員以外の職員	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	

	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
再任用職員以外の職員	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
任用職員	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
	94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800	
	95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,300	
	96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,700	
	97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,100	
	98	284,000	316,100	349,300	367,000	393,500	
	99	284,600	316,700	349,800	367,500	394,000	
	100	285,500	317,400	350,200	368,000	394,400	
	101	286,300	317,800	350,700	368,600	394,800	
	102	287,100	318,400	351,100	369,100	395,200	
	103	287,900	319,000	351,600	369,600	395,700	
	104	288,700	319,600	352,000	370,000	396,100	
	105	289,400	320,000	352,300	370,600	396,500	
	106	289,900	320,500	352,800	371,100		
	107	290,400	321,000	353,200	371,600		
	108	290,900	321,500	353,500	372,100		
	109	291,100	321,900	354,000	372,700		
	110	291,400	322,300	354,500	373,100		
	111	291,600	322,600	355,000	373,600		
	112	292,000	322,900	355,500	374,100		
	113	292,300	323,300	356,000	374,700		
	114	292,500	323,700	356,500	375,100		
	115	292,900	324,100	357,000	375,600		
	116	293,200	324,400	357,400	376,100		
	117	293,500	324,600	357,800	376,700		
	118	293,800	324,900	358,200	377,100		
	119	294,100	325,300	358,700	377,600		
	120	294,500	325,500	359,200	378,100		

	121	294,800	325,700	359,600	378,700			
	122	295,200	326,000	360,100	379,100			
	123	295,500	326,300	360,600	379,600			
	124	295,900	326,600	361,100	380,100			
	125	296,100	326,800	361,400	380,700			
	126	296,300	327,100	361,900	381,100			
	127	296,600	327,500	362,400	381,600			
	128	297,000	327,700	362,900	382,100			
	129	297,200	327,800	363,200	382,700			
	130	297,500	328,100	363,700	383,100			
	131	297,900	328,500	364,200	383,600			
	132	298,300	328,700	364,700	384,100			
	133	298,500	329,000	365,000	384,700			
	134	298,800	329,400	365,500	385,100			
	135	299,200	329,800	366,000	385,600			
	136	299,500	330,200	366,500	386,100			
	137	299,700	330,500	366,800	386,700			
	138	300,000	330,900					
	139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700					
	141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400					
再任用職員以外の職員	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400					
	146	302,400	333,800					
	147	302,700	334,200					
	148	303,100	334,600					
	149	303,300	334,900					
	150	303,500	335,300					
	151	303,800	335,700					
	152	304,100	336,100					
	153	304,500	336,400					
	154	304,700	336,800					
	155	304,900	337,200					
	156	305,200	337,600					
	157	305,500	337,900					
	158	305,800	338,300					
	159	306,100	338,700					
	160	306,400	339,100					
	161	306,800	339,400					
	162	307,100	339,800					
	163	307,400	340,200					
	164	307,700	340,600					
	165	308,100	340,900					
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
	170	309,700						
	171	310,000						
	172	310,300						
	173	310,700						
	174	311,000						
	175	311,300						
	176	311,600						
	177	312,000						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**警 察 職 給 料 表**

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
再	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
任	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
用	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
職	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
員	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
以	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
外	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
の	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
職	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
員	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	
35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700	
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300	
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800	
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300	
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800	
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200	
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600	
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000	
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300	
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	475,700	
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	476,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	476,500	
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	476,800	
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	477,200	
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	477,600	
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	478,000	
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	478,300	
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700		
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000		
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200		
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600		
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800		
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000		
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200		

	61	259, 200	275, 200	298, 500	345, 600	399, 200	413, 600	432, 800	453, 600	
	62	260, 300	276, 800	300, 300	347, 300	399, 900	414, 200	433, 100	453, 800	
	63	261, 400	278, 400	302, 100	349, 000	400, 600	414, 700	433, 400	454, 000	
	64	262, 400	280, 000	303, 800	350, 700	401, 300	415, 200	433, 700	454, 200	
	65	263, 500	281, 500	305, 300	352, 300	401, 600	415, 700	434, 000	454, 600	
	66	264, 700	282, 900	307, 000	353, 900	402, 300	416, 300	434, 300	454, 800	
	67	266, 000	284, 400	308, 600	355, 500	403, 000	416, 700	434, 600	455, 000	
	68	267, 300	285, 900	310, 300	357, 100	403, 600	417, 200	434, 900	455, 200	
	69	268, 500	287, 500	311, 900	358, 300	404, 000	417, 600	435, 100	455, 600	
	70	269, 900	289, 000	313, 300	359, 700	404, 500	417, 900	435, 400	455, 800	
	71	271, 300	290, 600	314, 800	361, 000	405, 100	418, 200	435, 700	456, 000	
	72	272, 700	292, 200	316, 300	362, 400	405, 600	418, 500	436, 000	456, 200	
	73	274, 000	293, 500	317, 300	363, 600	406, 100	418, 800	436, 200	456, 600	
	74	275, 400	294, 900	318, 900	364, 800	406, 500	419, 100	436, 500	456, 800	
	75	276, 800	296, 400	320, 400	366, 100	407, 000	419, 400	436, 800	457, 000	
	76	278, 100	297, 900	322, 100	367, 400	407, 500	419, 700	437, 100	457, 200	
	77	279, 300	299, 000	323, 900	368, 700	408, 000	419, 900	437, 300	457, 600	
	78	280, 500	300, 500	325, 600	369, 900	408, 500	420, 200	437, 600		
	79	281, 700	301, 900	327, 200	371, 100	409, 100	420, 500	437, 900		
	80	282, 800	303, 400	328, 800	372, 300	409, 600	420, 800	438, 200		
	81	284, 100	304, 900	330, 500	373, 500	410, 000	421, 000	438, 400		
	82	285, 300	306, 300	332, 200	374, 700	410, 600	421, 300	438, 700		
	83	286, 600	307, 600	333, 800	375, 800	411, 100	421, 600	439, 000		
	84	287, 900	309, 000	335, 500	377, 000	411, 300	421, 800	439, 300		
	85	289, 100	310, 200	336, 900	378, 100	411, 600	422, 000	439, 500		
	86	290, 300	311, 700	338, 400	378, 700	412, 100	422, 300	439, 800		
	87	291, 500	313, 000	339, 900	379, 200	412, 400	422, 600	440, 100		
	88	292, 700	314, 500	341, 400	379, 800	412, 700	422, 800	440, 400		
	89	293, 800	316, 000	342, 700	380, 400	413, 000	423, 000	440, 600		
	90	295, 000	317, 500	343, 900	381, 000	413, 400	423, 300	440, 900		
	91	296, 100	318, 900	345, 200	381, 600	413, 800	423, 600	441, 200		
	92	297, 300	320, 400	346, 500	382, 200	414, 200	423, 800	441, 500		
	93	298, 100	321, 700	347, 900	382, 500	414, 500	424, 000	441, 700		
	94	299, 400	323, 000	349, 400	383, 000	414, 900	424, 300			
	95	300, 500	324, 400	350, 900	383, 600	415, 300	424, 600			
	96	301, 800	325, 700	352, 400	384, 100	415, 700	424, 800			
	97	302, 900	326, 900	353, 700	384, 500	416, 000	425, 000			
	98	304, 100	328, 200	354, 900	384, 900	416, 400	425, 300			
	99	305, 300	329, 500	356, 000	385, 500	416, 800	425, 600			
	100	306, 500	330, 800	357, 200	386, 000	417, 200	425, 800			
	101	307, 700	332, 200	358, 300	386, 400	417, 500	426, 000			
	102	308, 700	333, 100	359, 400	386, 900	417, 900				
	103	309, 800	334, 200	360, 500	387, 500	418, 300				
	104	310, 800	335, 400	361, 700	388, 000	418, 700				
	105	311, 600	336, 500	362, 900	388, 300	419, 000				
	106	312, 200	337, 600	363, 400	388, 700					
	107	312, 800	338, 600	364, 000	389, 200					
	108	313, 500	339, 700	364, 600	389, 500					
	109	314, 000	340, 900	365, 200	389, 800					
	110	314, 500	341, 900	365, 700	390, 300					
	111	315, 000	342, 900	366, 200	390, 800					
	112	315, 600	343, 800	366, 700	391, 300					
	113	316, 400	344, 700	367, 100	391, 600					
	114	317, 100	345, 600	367, 500	392, 100					
	115	317, 800	346, 600	368, 100	392, 600					
	116	318, 500	347, 600	368, 600	393, 100					
	117	319, 100	348, 600	369, 000	393, 400					
	118	319, 900	349, 100	369, 500	393, 900					
	119	320, 600	349, 700	370, 100	394, 400					
	120	321, 400	350, 300	370, 600	394, 900					

	121	322,000	350,600	370,700	395,300					
	122	322,300	351,000	371,300	395,800					
	123	322,800	351,500	371,800	396,200					
	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126	323,900	352,700	373,200	397,600					
	127	324,400	353,200	373,700	398,000					
	128	324,900	353,600	374,200	398,500					
	129	325,200	354,000	374,500	398,900					
	130	325,500	354,400	375,000	399,400					
	131	326,000	354,800	375,500	399,800					
	132	326,500	355,200	376,000	400,300					
	133	326,800	355,400	376,300	400,700					
	134		355,900	376,800	401,200					
	135		356,300	377,200	401,600					
	136		356,600	377,600	402,100					
再任用職員以外の職員	137		356,900	377,900	402,500					
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100	380,200						
	143		359,600	380,700						
	144		360,100	381,200						
	145		360,400	381,500						
	146		360,900	382,000						
	147		361,400	382,500						
	148		361,900	383,000						
	149		362,200	383,300						
	150		362,700	383,800						
	151		363,200	384,300						
	152		363,700	384,800						
	153		364,000	385,100						
	154		364,500	385,600						
	155		365,000	386,100						
	156		365,500	386,600						
	157		365,800	386,900						
	158		366,300							
	159		366,800							
	160		367,300							
	161		367,600							
	162		368,100							
	163		368,600							
	164		369,100							
	165		369,400							
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

# 高 等 学 校 教 职 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級							
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額							
再任用職員以外の職員	1	153, 600	169, 500	268, 700	327, 200	415, 700	61	255, 500	303, 400	391, 600	433, 000		
	2	155, 100	171, 600	271, 000	329, 400	417, 500	62	256, 900	305, 800	393, 100	434, 300		
	3	156, 600	173, 700	273, 100	331, 700	419, 300	63	258, 300	308, 300	394, 500	435, 600		
	4	158, 100	175, 900	275, 200	333, 900	421, 000	64	259, 500	310, 700	396, 100	436, 800		
	5	159, 800	177, 900	277, 500	336, 200	422, 500	65	260, 900	313, 100	397, 500	438, 000		
	6	161, 700	180, 100	279, 700	338, 400	424, 000	66	262, 400	315, 300	398, 400	439, 200		
	7	163, 500	182, 300	282, 000	340, 700	425, 900	67	264, 000	317, 400	399, 600	440, 400		
	8	165, 300	184, 500	284, 200	343, 000	427, 800	68	265, 700	319, 600	400, 900	441, 600		
	9	167, 100	186, 800	286, 400	345, 000	429, 600	69	267, 200	321, 900	402, 100	442, 800		
	10	169, 200	189, 600	288, 400	347, 100	431, 400	70	268, 600	324, 000	403, 300	444, 000		
	11	171, 200	192, 300	290, 400	349, 300	433, 300	71	270, 000	326, 200	404, 500	445, 200		
	12	173, 200	195, 000	292, 400	351, 400	435, 100	72	271, 500	328, 200	405, 800	446, 400		
	13	175, 200	197, 900	294, 600	353, 600	436, 800	73	272, 600	330, 400	406, 700	447, 500		
	14	177, 400	199, 600	297, 400	355, 600	438, 700	74	274, 000	332, 500	407, 900	448, 100		
	15	179, 600	201, 200	300, 100	357, 600	440, 500	75	275, 400	334, 700	409, 000	448, 600		
	16	181, 800	202, 900	303, 000	359, 600	442, 400	76	276, 700	336, 900	410, 200	449, 100		
	17	184, 100	204, 700	305, 600	361, 500	444, 100	77	278, 100	338, 800	411, 200	449, 600		
	18	186, 700	206, 400	308, 200	363, 400	445, 900	78	279, 300	341, 000	412, 200	450, 200		
	19	189, 200	208, 100	310, 600	365, 400	447, 700	79	280, 500	343, 100	413, 200	450, 700		
	20	191, 700	209, 700	313, 300	367, 400	449, 500	80	281, 700	345, 300	414, 100	451, 200		
	21	194, 200	211, 500	315, 900	369, 200	451, 100	81	282, 900	347, 300	414, 800	451, 700		
	22	195, 900	213, 400	318, 100	371, 100	452, 800	82	284, 100	349, 200	415, 600	452, 300		
	23	197, 600	215, 300	320, 400	373, 000	454, 700	83	285, 300	351, 300	416, 500	452, 800		
	24	199, 300	217, 200	322, 600	374, 900	456, 400	再任用職員以外の職員	84	286, 500	353, 300	417, 300	453, 300	
	25	200, 800	218, 900	324, 600	376, 400	458, 100	85	287, 700	355, 100	417, 700	453, 800		
	26	202, 500	220, 900	326, 700	378, 200	459, 700	86	288, 800	357, 000	418, 300	454, 400		
	27	204, 200	222, 900	329, 000	380, 000	461, 300	87	290, 000	358, 800	418, 700	454, 900		
	28	205, 800	224, 900	331, 300	381, 900	462, 800	88	291, 200	360, 700	419, 300	455, 400		
	29	207, 300	226, 800	333, 300	383, 800	464, 300	89	292, 400	362, 600	419, 900	455, 900		
	30	209, 000	229, 500	335, 600	385, 700	465, 600	90	293, 500	364, 300	420, 200	456, 500		
	31	210, 700	232, 200	337, 900	387, 600	466, 900	91	294, 700	366, 000	420, 400	457, 000		
	32	212, 400	234, 900	340, 100	389, 600	468, 200	92	295, 900	367, 600	420, 600	457, 500		
	33	214, 000	237, 500	342, 100	391, 300	469, 400	93	296, 700	369, 100	420, 800	458, 000		
	34	215, 800	240, 300	344, 200	393, 000	470, 100	94	297, 700	370, 600	421, 000			
	35	217, 600	242, 900	346, 400	394, 600	470, 800	95	298, 800	372, 100	421, 300			
	36	219, 400	245, 600	348, 600	396, 400	471, 500	96	300, 000	373, 500	421, 500			
	37	221, 000	248, 100	350, 500	397, 600	472, 100	97	301, 000	374, 600	421, 800			
	38	222, 800	250, 600	352, 600	399, 100	472, 800	98	302, 100	376, 000	422, 100			
	39	224, 600	253, 100	354, 600	400, 500	473, 500	99	303, 100	377, 400	422, 400			
	40	226, 400	255, 500	356, 700	401, 900	474, 200	100	304, 200	378, 700	422, 600			
	41	228, 100	258, 200	358, 800	403, 600	474, 800	101	305, 100	380, 000	422, 900			
	42	229, 800	260, 600	360, 800	405, 000	475, 500	102	306, 200	381, 300	423, 200			
	43	231, 400	262, 800	362, 800	406, 300	476, 200	103	307, 300	382, 500	423, 500			
	44	233, 000	265, 000	364, 800	407, 800	476, 900	104	308, 300	383, 800	423, 800			
	45	234, 600	267, 200	366, 300	409, 400	477, 500	105	308, 900	385, 100	424, 100			
	46	236, 000	269, 400	368, 100	410, 700	478, 200	106	309, 800	386, 200	424, 400			
	47	237, 300	271, 600	369, 700	412, 200	478, 900	107	310, 600	387, 500	424, 700			
	48	238, 600	273, 700	371, 500	413, 800	479, 600	108	311, 400	388, 700	425, 000			
	49	240, 100	276, 000	373, 100	415, 500	480, 200	109	312, 300	390, 100	425, 300			
	50	241, 600	278, 000	374, 700	416, 900	480, 900	110	312, 700	391, 100	425, 600			
	51	242, 800	280, 000	376, 300	418, 500	481, 600	111	313, 100	392, 200	425, 900			
	52	244, 300	282, 000	377, 900	420, 000	482, 300	112	313, 600	393, 200	426, 200			
	53	245, 600	283, 900	379, 500	421, 700	482, 900	113	314, 200	394, 100	426, 500			
	54	246, 800	286, 400	381, 200	423, 200	483, 600	114	314, 600	395, 100	426, 800			
	55	248, 200	288, 700	382, 900	424, 800	484, 300	115	315, 100	396, 200	427, 100			
	56	249, 400	291, 200	384, 500	426, 400	485, 000	116	315, 600	397, 300	427, 400			
	57	250, 700	293, 400	385, 700	427, 900	485, 600	117	316, 200	398, 000	427, 700			
	58	251, 800	295, 900	387, 200	429, 400		118	316, 700	398, 900	428, 000			
	59	253, 000	298, 300	388, 600	430, 600		119	317, 100	399, 800	428, 300			
	60	254, 200	301, 000	390, 100	431, 800		120	317, 600	400, 700	428, 600			

	121	318, 100	401, 500	428, 900		
	122	318, 500	402, 400			
	123	319, 000	403, 200			
	124	319, 500	404, 000			
	125	320, 100	404, 600			
	126	320, 400	405, 300			
	127	320, 700	406, 000			
	128	321, 000	406, 700			
	129	321, 200	407, 300			
	130	321, 500	407, 800			
	131	321, 800	408, 200			
	132	322, 100	408, 600			
	133	322, 300	409, 000			
	134	322, 500	409, 300			
	135	322, 700	409, 600			
	136	323, 000	409, 800			
再任用職員以外の職員	137	323, 300	410, 000			
	138	323, 500	410, 300			
	139	323, 800	410, 600			
	140	324, 100	410, 800			
	141	324, 300	411, 000			
	142	324, 500	411, 300			
	143	324, 800	411, 600			
	144	325, 000	411, 800			
	145	325, 300	412, 000			
	146	325, 500	412, 300			
	147	325, 800	412, 600			
	148	326, 100	412, 800			
	149	326, 300	413, 000			
	150	326, 500	413, 300			
	151	326, 800	413, 600			
	152	327, 100	413, 800			
	153	327, 300	414, 000			
	154	327, 600	414, 300			
	155	327, 900	414, 600			
	156	328, 200	414, 800			
	157	328, 400	415, 000			
	158	328, 700	415, 300			
	159	329, 000	415, 600			
	160	329, 300	415, 800			
	161	329, 500	416, 000			
	162	329, 800	416, 300			
	163	330, 100	416, 600			
	164	330, 400	416, 800			
	165	330, 600	417, 000			
	166	330, 900	417, 300			
	167	331, 200	417, 600			
	168	331, 500	417, 800			
	169	331, 700	418, 000			
再任用職員		232, 800	273, 100	300, 100	329, 900	414, 000

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

# 中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
再任用職員以外の職員	1	153,600	169,500	268,700	287,300	405,500	61	254,800	303,400	383,300	400,000
	2	155,100	171,600	271,000	289,900	407,000	62	256,100	305,800	384,500	401,000
	3	156,600	173,700	273,100	292,800	408,500	63	257,300	308,300	385,500	402,400
	4	158,100	175,900	275,200	295,400	410,000	64	258,300	310,700	386,600	403,700
	5	159,800	177,900	277,500	297,900	411,400	65	259,300	313,100	387,800	404,900
	6	161,700	180,100	279,700	300,300	412,800	66	260,700	315,300	388,800	406,000
	7	163,500	182,300	282,000	302,700	414,300	67	262,200	317,400	389,900	407,200
	8	165,300	184,500	284,200	305,100	415,900	68	263,700	319,600	391,100	408,300
	9	167,100	186,800	286,400	307,600	417,300	69	265,300	321,900	391,900	409,300
	10	169,200	189,600	288,400	310,300	418,700	70	266,800	324,000	393,000	410,500
	11	171,200	192,300	290,400	313,000	420,100	71	268,300	326,200	394,100	411,700
	12	173,200	195,000	292,400	315,900	421,400	72	269,800	328,200	395,200	412,900
	13	175,200	197,900	294,600	318,500	422,700	73	271,000	330,400	396,200	413,500
	14	177,400	199,600	297,400	320,500	424,100	74	272,200	332,500	397,100	414,300
	15	179,600	201,200	300,100	322,600	425,500	75	273,500	334,700	398,100	415,000
	16	181,800	202,900	303,000	324,900	426,900	76	274,800	336,900	399,100	415,500
	17	184,100	204,700	305,600	327,200	428,100	77	276,200	338,700	399,900	415,800
	18	186,700	206,400	308,200	329,400	429,400	78	277,300	340,600	400,900	416,200
	19	189,200	208,100	310,600	331,700	430,600	79	278,500	342,500	401,800	416,600
	20	191,700	209,700	313,300	333,900	431,900	80	279,700	344,300	402,800	417,000
	21	194,200	211,500	315,900	336,200	433,000	81	281,000	346,100	403,500	417,300
	22	195,900	213,400	318,100	338,400	434,200	82	281,900	347,900	404,300	417,700
	23	197,600	215,300	320,400	340,700	435,500	83	283,100	349,600	405,000	418,100
	24	199,300	217,200	322,600	343,000	436,800	84	284,300	351,400	405,700	418,400
	25	200,800	218,900	324,600	345,000	438,100	85	285,300	352,800	406,200	418,700
	26	202,400	220,900	326,700	346,800	439,300	86	286,200	354,400	406,900	419,100
	27	204,000	222,900	329,000	348,700	440,300	87	287,200	355,900	407,400	419,500
	28	205,500	224,900	331,300	350,600	441,400	88	288,200	357,400	408,100	419,800
	29	207,200	226,800	333,300	352,500	442,600	89	289,300	358,800	408,600	420,100
	30	208,900	229,500	335,500	354,300	443,400	90	290,200	360,100	408,900	420,400
	31	210,600	232,200	337,700	356,000	444,200	91	291,100	361,500	409,100	420,700
	32	212,300	234,900	339,800	357,900	445,100	92	292,000	362,900	409,300	420,900
	33	213,800	237,500	342,000	359,600	446,000	93	292,500	364,400	409,600	421,100
	34	215,500	240,300	343,800	361,300	446,500	94	293,200	365,700	409,900	421,400
	35	217,200	242,900	345,700	363,000	447,000	95	293,900	367,000	410,200	421,700
	36	218,900	245,600	347,500	364,800	447,500	96	294,700	368,200	410,500	421,900
	37	220,400	248,100	349,200	366,700	448,000	97	295,500	369,200	410,900	422,100
	38	222,100	250,600	351,000	368,200	448,500	98	296,300	370,200	411,200	422,400
	39	223,800	253,100	352,800	369,800	449,000	99	297,100	371,200	411,500	422,700
	40	225,500	255,500	354,500	371,400	449,500	100	297,800	372,200	411,800	422,900
	41	227,100	258,200	356,400	372,700	450,000	101	298,700	373,100	412,100	423,100
	42	228,800	260,600	358,200	374,100	450,500	102	299,200	374,100	412,400	423,400
	43	230,400	262,800	359,900	375,500	451,000	103	299,700	375,100	412,700	423,700
	44	232,000	265,000	361,600	377,000	451,500	104	300,200	376,100	413,000	423,900
	45	233,700	267,200	362,900	378,500	452,000	105	300,400	376,900	413,300	424,100
	46	235,200	269,400	364,200	380,100	452,500	106	300,800	377,800	413,600	424,400
	47	236,600	271,600	365,600	381,700	453,000	107	301,100	378,700	413,900	424,700
	48	238,000	273,700	367,000	383,200	453,500	108	301,300	379,700	414,200	424,900
	49	239,400	276,000	368,400	384,600	454,000	109	301,500	380,500	414,500	425,100
	50	240,800	278,000	369,900	386,100	454,500	110	301,700	381,500	414,800	425,400
	51	242,300	280,000	371,400	387,600	455,000	111	302,000	382,500	415,100	425,700
	52	243,500	282,000	372,900	389,000	455,500	112	302,300	383,500	415,400	425,900
	53	244,700	283,900	374,200	390,200	456,000	113	302,500	384,100	415,700	426,100
	54	246,100	286,400	375,600	391,500	456,500	114		385,000	416,000	
	55	247,400	288,700	377,000	392,600	457,000	115		385,900	416,300	
	56	248,600	291,200	378,300	393,700	457,500	116		386,800	416,600	
	57	249,900	293,400	379,000	395,100	458,000	117		387,600	416,900	
	58	251,100	295,900	380,200	396,300		118		388,300	417,200	
	59	252,200	298,300	381,400	397,500		119		389,100	417,500	
	60	253,400	301,000	382,500	398,800		120		389,900	417,800	

	121	390, 500	418, 100		
	122	391, 300	418, 400		
	123	392, 000	418, 700		
	124	392, 700	419, 000		
	125	393, 300	419, 300		
	126	394, 000			
	127	394, 500			
	128	395, 100			
	129	395, 800			
	130	396, 400			
	131	396, 900			
	132	397, 400			
	133	397, 700			
	134	398, 000			
	135	398, 300			
	136	398, 600			
	137	398, 900			
	138	399, 200			
	139	399, 500			
再任用職員以外の職員	140	399, 800			
	141	400, 100			
	142	400, 400			
	143	400, 700			
	144	401, 000			
	145	401, 200			
	146	401, 500			
	147	401, 800			
	148	402, 000			
	149	402, 200			
	150	402, 500			
	151	402, 800			
	152	403, 000			
	153	403, 200			
	154	403, 500			
	155	403, 800			
	156	404, 000			
	157	404, 200			
	158	404, 500			
	159	404, 800			
	160	405, 000			
	161	405, 200			
	162	405, 500			
	163	405, 800			
	164	406, 000			
	165	406, 200			
	166	406, 500			
	167	406, 800			
	168	407, 000			
	169	407, 200			
	170	407, 500			
	171	407, 800			
	172	408, 000			
	173	408, 200			
再任用職員		224, 000	269, 900	296, 900	323, 200
					404, 000

備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 任期付研究員給料表

## 第1号任期付研究員

号給	給料月額
1	円 393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

## 第2号任期付研究員

号給	給料月額
1	円 327,000
2	363,000
3	391,000

## 特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

